別記様式（第11条関係）

（表）

第　　号

年　　月　　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

年　月　日生

写真

押出スタンプ

上記の者は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第３項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

消費者庁長官　　印

（裏）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律抜すい

（報告及び立入検査）

第20条　（略）

２　（略）

３　内閣総理大臣又は農林水産大臣（第19条の14第１項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第19条の13第１項から第３項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に対し、品質に関する表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　前３項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

５　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

６　（略）

第27条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

・　第20条第２項若しくは第３項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第２項若しくは第３項若しくは第20条の２第２項若しくは第３項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考　用紙の大きさは、日本工業規格B８とする。

○内閣府令第五十五号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

目次中「第七条」を「第六条」に、「第八条・第九条」を「第七条・第八条」に、「第十条―第十二条」を「第九条―第十一条」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第二章中第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

附則第三条中「第八条第十項」を「第七条第十項」に改める。

附　則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府令・総務省令第二号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第三条第一項第二号及び第四号、同条第二項並びに第三項、第四条各号列記以外の部分並びに同条第二号及び第三号、第十六条第一項、第十八条、第二十条第二項、第二十一条、第二十二条第二項第三号及び第四号並びに第二十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

総務大臣　佐藤　勉

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「命令」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項第一号中「第七条各号」を「第六条各号」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項第二号中「第十条第一号」を「第九条第一号」に改め、同項第三号中「第十条第二号」を「第九条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に、「第七条各号」を「第六条各号」に改め、同条第一号中「第六条」を「第五条」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の見出し中「総務大臣」を「総務大臣又は消費者庁長官」に改め、同条第一項中「又は第二項」を削り、「総務大臣」を「総務大臣又は消費者庁長官」に改め、同項第三号中「法第八条第一項の規定により申出をしようとする者にあっては、」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項中「付録様式」を「付録様式一」に改め、同条に次の二項を加える。